

大麻取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

大麻取締法施行細則等の一部を改正する規則

(大麻取締法施行細則の一部改正)

第一条 大麻取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大麻草の栽培の規制に関する法律 施行細則</p>	<p>大麻取締法施行細則</p>
<p>(この規則の趣旨) 第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「法」という。)の施行に関しては、大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(令和六年厚生労働省令第四百十号。以下「省令」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(この規則の趣旨) 第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「法」という。)の施行に関しては、大麻取締法施行規則(昭和二十三年厚生農林省令第一号。以下「省令」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(申請書等の様式及び添付書類) 第二条 次の各号に掲げる名簿又は免許証は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p>	<p>(申請書等の様式及び添付書類) 第二条 次の各号に掲げる申請書又は名簿は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p>
<p>一 法第六条第一項の規定による大麻草採取栽培者名簿 別記様式第一号</p>	<p>一 省令第二条の規定による免許申請書 別記様式第一号</p>
<p>二 法第七条第一項の規定による大麻草採取栽培者免許証 別記様式第二号</p>	<p>二 法第六条第一項の規定による大麻取扱者名簿 別記様式第二号</p>
<p>三 法第七条第一項の規定による大麻草採取栽培者免許証 別記様式第二号</p>	<p>三 法第七条第一項の規定による大麻取扱者免許証 別記様式第三号</p>
<p>2 次の各号に掲げる届出又は申請は、それぞれ当該各号に定める届書又は申請書によつてしなければならない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる申請 届出又は報告は、それぞれ当該各号に定める申請書、届書又は報告書によつてしなければならない。</p>
<p>一 法第六条第三項の規定による登録事項変更届 別記様式第三号</p>	<p>一 省令第四条第一項の規定による免許取消申請 別記様式第四号</p>
<p>二 法第七条第三項の規定による免許証再交付申請 別記様式第四号</p>	<p>二 省令第四条第二項の規定による死亡(又は解散)届 別記様式第五号</p>
<p>三 法第十一条ただし書の規定による持出し許可申請 別記様式第五号</p>	<p>三 省令第四条第三項の規定による免許申請 別記様式第一号</p>
<p>四 法第十二条の規定による廃棄届 別記様式第六号</p>	<p>四 法第十条第五項の規定による登録事項変更届 別記様式第六号</p>
<p>五 法第十二条の二第一項の規定による事故届 別記様式第七号</p>	<p>五 法第十条第六項の規定による免許証再交付申請 別記様式第七号</p>
<p>六 法第十二条の五第二項の規定による譲渡届 別記様式第八号</p>	<p>六 法第十四条但書の規定による持出し許可申請 別記様式第八号</p>
	<p>七 法第十五条の規定による大麻栽培者の年</p>

3 前二項に掲げる書類を提出する場合において、前項第一号に掲げる届出又は同項第二号に掲げる申請をする場合には、それぞれ当該様式に記載された添付書類を添えなければならない。

(免許証返納届)

第三条 法第七条第四項又は同条第五項の規定によつて知事に免許証を返納する場合においては、別記様式第九号による免許証返納届に免許証を添えて提出しなければならない。

間報告 別記様式第九号

八 法第十七条の規定による大麻研究者の年間報告 別記様式第十号

3 前二項に掲げる書類を提出する場合において、第一項第一号の申請書を提出し、又は前項第一号から第五号までに掲げる申請もしくは届出をする場合には、それぞれ当該様式に記載された添付書類を添えなければならない。

(免許証返納書)

第三条 法第十条第四項又は同条第七項の規定によつて知事に免許証を返納する場合においては、別記様式第十一号による免許証返納書に免許証を添えて提出しなければならない。

(書類の経由)

第四条 法、省令及びこの規則によつて知事に提出する書類（知事を経由して厚生労働大臣又は厚生労働省中国四国厚生局長に提出する書類を含む。）は、栽培地又は研究所の所在地が広島市、呉市又は福山市の区域内にある場合を除き、当該所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、知事を経由して厚生労働大臣又は厚生労働省中国四国厚生局長に提出する書類であつて当該所在地が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長を経由するものとする。

別記様式第一号から別記様式第九号までを次のように改め、別記様式第十号及び別記様式第十一号を削る。

別記様式第1号 (第2条関係)

大 麻 草 採 取 栽 培 者 名 簿

登録年月日	氏名(法人又は団体 あつては、その名称及 び役員の名) 生年月日(法人又は 団体を除く。)	栽培地 の 数	栽培地の位置	栽培積 面	業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置	栽培目的	再交付又は 登録の抹消 の事由及び 年月日	備 考 (免許に付し た条件等)
登録番号	住 所 (法人又は団体にあ つては、主たる事 務所の所在地)							
年 月 日	年 月 日生							
第 号								
年 月 日	年 月 日生							
第 号								

第 一 号

大麻草採取栽培者免許証

住 所 { 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名 }

生年月日 { 法人又は団体を除く。 }

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者であることを証明する。

年 月 日

広島県知事



有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(裏)

許 可 事 項			
栽 培 地			
栽培地の 番号	位 置		面 積 (アール)
栽 培 地 の 数	箇 所	栽 培 面 積 合 計 (アール)	
業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置			
備 考			

様式第3号（第2条関係）

（表）

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変更前	栽培地の数・位置・面積			
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置			
	住所地・氏名 （法人又は団体にあつては、業務を行う役員 の氏名）又は名称			
	その他			
変更後	栽培地の数・位置・面積			
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置			
	住所地・氏名 （法人又は団体にあつては、業務を行う役員 の氏名）又は名称			
	その他			
変更の事由及びその年月日				
<p>上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員 の氏名）</p> <p>広島県知事 様</p>				

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。
- 3 届出時に必要な書類は裏面を参考にする事。

(裏)

添付書類について

- 1 住所又は氏名(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地又は名称及び役員の氏名)を変更する場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - (2) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - (3) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、変更後のその業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - (4) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、変更後のその業務を行う役員に係る精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書
 - (5) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、変更後のその業務を行う役員が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
 - (6) 大麻草採取栽培者免許証

- 2 栽培地の数・位置・面積を変更する場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 変更後の栽培地の登記事項証明書
 - (2) 変更後の栽培地の区域を示す図面
 - (3) 変更後の栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類
 - (4) 大麻草採取栽培者免許証

- 3 業務上大麻を取り扱う事務所の位置を変更する場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 変更後の業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真
 - (2) 大麻草採取栽培者免許証

- 4 栽培目的を変更する場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 大麻草採取栽培者免許証

様式第4号（第2条関係）

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
再交付の事由 及びその年月日			
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年 月 日 住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名） 広島県知事 様			

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。
2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。
3 紛失の場合は、顛末書を添えて申請すること。

様式第5号（第2条関係）

大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
持ち出そうとする大麻の栽培地の所在地			
持ち出そうとする大麻の品名及び数量	品 名	数 量	
持 出 先 の 名 称 及 び 所 在 地	所 在 地		
	名 称		
持 出 し の 理 由			
持 出 し の 年 月 日			
<p>上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）</p> <p>広島県知事 様</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

様式第6号（第2条関係）

大 麻 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
栽培地の所在地			
大麻を取り扱う事務所の所在地			
廃棄しようとする大麻の品名及び数量	品 名	数	量
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）</p> <p>広島県知事 様</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

様式第7号（第2条関係）

大 麻 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
栽培地			
業務上大麻を取り扱う事務所の位置			
事故が生じた大麻	品 名	数 量	
事故の発生状況 （ 事故発生年月日場 所、事故の種類、 盗難の場合は警察 通報の有無 ）			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名） 広島県知事 様			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

様式第8号（第2条関係）

大 麻 譲 渡 届

年 月 日

広島県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

続柄

氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）

大麻を譲り渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	期間満了等の前の免許証の番号	第 号	
	大麻を業務上 取り扱っていた場所・期間 満了等の大麻 草採取栽培者	所 在 地	
		氏名又は名称	
	免 許 期 間 満 了 者 等	住 所	
氏 名			
譲 渡 年 月 日			
譲 渡 し た 大 麻	品 名	数 量	
譲 受 者	免許の種類	免許証の番号	第 号
	大麻を業務上取 り扱う事務所又 は麻薬研究施設	所 在 地	
		名 称	
	大麻草栽培者 又は麻薬研究 施設の設置者	住 所	
氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

様式第9号（第3条関係）

大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）</p> <p>広島県知事 様</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)
 第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(麻薬卸売業者等の役員の変更) 第一条の三 (略) 一・二 (略)</p> <p>(向精神薬取扱者の役員の変更) 第六条の三 (略) 一・二 (略)</p>	<p>(麻薬卸売業者等の役員の変更) 第一条の三 (略) 一・二 (略) 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書</p> <p>(向精神薬取扱者の役員の変更) 第六条の三 (略) 一・二 (略) 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第五十条第二項第二号イからハマまでに該当しない旨を記載した申立書</p>

(広島県行政組織規則の一部改正)
 第三条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―食品生活衛生課 (略) 薬務課</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)に関すること。</p> <p>六一―二十一 (略)</p> <p>医療介護政策課―障害者支援課 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第五十二条 (略) 厚生課・保健課 (略) 生活衛生課</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締</p>	<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―食品生活衛生課 (略) 薬務課</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)に関すること。</p> <p>六一―二十一 (略)</p> <p>医療介護政策課―障害者支援課 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第五十二条 (略) 厚生課・保健課 (略) 生活衛生課</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、</p>

<p>法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に關すること。 九一十四 (略)</p> <p>試験検査課 (広島県西部保健所に限る。) (略)</p> <p>(支所の各課の分掌事務) 第五十七条 (略)</p> <p>厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。) 厚生保健課 (広島県西部保健所呉支所に限る。) (略)</p> <p>衛生環境課 一―三 (略)</p> <p>四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に關すること。 五一八 (略)</p> <p>試験検査課 (広島県東部保健所福山支所に限る。) (略)</p>	<p>覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に關すること。 九一十四 (略)</p> <p>試験検査課 (広島県西部保健所に限る。) (略)</p> <p>(支所の各課の分掌事務) 第五十七条 (略)</p> <p>厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。) 厚生保健課 (広島県西部保健所呉支所に限る。) (略)</p> <p>衛生環境課 一―三 (略)</p> <p>四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に關すること。 五一八 (略)</p> <p>試験検査課 (広島県東部保健所福山支所に限る。) (略)</p>
---	--

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第四条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則 (昭和三十九年広島県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一―七十六の三 (略) 七十七 削除</p>	<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一―七十六の三 (略) 七十七 大麻取締法 (昭和二十三年法律第二百二十四号) に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (四) を除き、大麻研究者に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許</p> <p>(二) 第七条第一項の規定による大麻取扱者名簿への登録及び免許証の交付</p> <p>(三) 第十条第一項の規定による免許取消の申請の受付</p> <p>(四) 第十条第二項の規定による死亡又は解散の届出の受付</p> <p>(五) 第十条第三項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消</p> <p>(六) 第十条第四項及び第七項の規定により返納された免許証の受領</p> <p>(七) 第十条第五項の規定による登録事項の</p>

七十八―九十二 (略)

変更届の受付
(八) 第十条第六項の規定による免許証の再
交付
(九) 第十七条の規定による報告の受付
(十) 第十八条の規定による免許の取消し
(十一) 第二十一条第一項の規定による報告の
徴収、立入検査及び収去（麻薬取締員に
行わせる場合を除く。）
七十八―九十二 (略)

附 則

この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。